

政策としての世界遺産  
——国際条約と住民生活の狭間で——

山田 亨

要 旨

本稿では、長崎県における世界遺産登録の政策に焦点を当て、国際法という書きことばの集合体である世界遺産条約が特定地域の「政策」となる過程で、どのように法的そして文化的の両面において翻訳され、特定の地域で運用される条例という新たな書きことばの集合体となっていくのかという問題に焦点を当てる。世界遺産に目を向けた時、これまでの先行研究においては登録後における観光に伴う経済の変化やナショナリズムをはじめとした遺産として表象される文化に対する関心に焦点が当てられやすかった。しかし、世界遺産登録の行政的な側面に焦点をあてた場合、観光を含めた産業の変化や遺産という文化の表象の問題はさることながら、国際法である世界遺産条約が法的な実体をもって地域の住民生活にどのような影響を与えるようになっていくのか、もしくは、世界遺産条約という国際法を地域社会においていかに法的な効力を持った実体のあるものとしていくのか、という法・政治人類学的な問題でもあることがわかる。そこには「政策と地域住民の関係」や法制度という「ことばと地域住民の関係」のプロセスが内在しているのである。そこで、本稿では、パース(1961)やシルヴァスタイン(1976, 2003)を中心とした語用論(indexicality)を基礎とした法・政治人類学における先行研究をもとに、長崎県の世界遺産登録プロジェクトを国際法の翻訳作業として捉え、国際法と住民との関係を分析する。

キーワード

法人類学、行政法、語用論、世界遺産

1. 混在する「景観 (landscape)」

2007年12月、私が長崎県の五島列島でフィールドワークをしていた時であった。この年は、1月に文化庁が長崎県内にあるカトリック教会の建築物などを「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として世界遺産の候補に選定したこともあり、役所を含め様々なところで、世界遺産に関する動きがみられはじめた年であった。私は福江島の浦頭地域で、地域の関係者が企画する小中学生や地域住民を対象とした「さるく」(長崎・五島方言で「歩く」、つまり、「歩く会」のこと)に参加していた。この年のさるくは、歩きながら地域の歴史を学ぶということをテーマとしていた。カトリック教徒が多いこの地域は、明治時代初期に禁教令が廃止された後にカトリック教会が公に活動を再開した際、五島列島の教区の拠点が据えられた地域であった。

このさるくの引率者は、地元の郷土史家で、かつ、地元自治体の世界遺産関連の作業に取り組んでいる委員でもあった。そのため、彼がおこなう解説には、世界遺産への言及がところどころにちりばめられていた。地元のカトリックの歴史にゆかりのある家屋や施設を巡るなか、さるくのグループは入り江の近くにある小山に差し掛かった。引率者はさるくの一行を止め、この小山にまつわる地域の伝承を集落全体の「景観」と結びつけながら説明し始めた。引率者の説明によると、この小山を含めた景観は地域住民の歴史的な営みから形成されてきたとともに、景観自体が地域社会を表象するものであるということであった。引率者は、この小山を含めた集落の景観を「文化的景観」というキーワードを用いて肯定的に表現したのであった。

一方、制度としての文化的景観の運営に携わっていた国の職員が同時期に福江に来訪し現地視察を行っていたのであるが、視察に同行した市役所の職員によると、この小山がある景観に対する国の職員の評価は、さるくの引率者の評価とは違っていた。具体的には、バイパス整備の公共工事の際にこの小山の一部が削られており、その部分には目立つように防災処理のコンクリートの吹付が施されていた。そのため、国の職員は、この小山のむき出しのコンクリートが文化的景観としては理想的ではないと否定的にとらえていた。つまり、文化的景観というキーワードをめぐって、この小山の景観に対して肯定的なコメント（引率者）と否定的なコメント（国の職員）が混在していたのである。

文化的景観とは何なのであろうか？それは世界遺産条約とどのような関係があるのだろうか？そして、文化財保全に関わる国や自治体の職員は世界遺産条約や文化的景観の法的概念をどのように解釈し、地域社会と結びつけようとしているのだろうか？本稿では、2007年1月に世界遺産の暫定リストに登録され、その8年半後の2014年9月に正式に文化庁からユネスコに推薦を受けることになった「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の登録への取り組みのキーワードであった文化的景観(cultural landscape)をめぐる議論を事例として、世界遺産条約という国際法について法人類学的アプローチを用いた考察を試みるものである。

2007年1月に長崎県内の各地にあるカトリック教会の建築物や関連遺産が「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として文化庁の選定を受け世界遺産暫定リストへ追加登録されて以来、長崎県各地ではカトリック教会と関連遺産を正式に世界文化遺産として登録することへの各種取り組みが県庁と関係市町といった地元自治体を中心に進められてきた。世界遺産についてのこれまでの先行研究においては、登録後のまなざしの変化や地域社会の変化(関根 2005; 才津 2006; 清水 2013 など)、あるいはナショナリズムなどを表象する遺産としての文化に対する関心に議論の焦点が当てられてきた(Eriksen 2001 など)<sup>1</sup>。しかし、世界遺

---

<sup>1</sup> 民俗学の視点から世界遺産の調査に取り組んでいる才津(2006 など)は、白川郷における修景(世界遺産として好ましくない景観の要素を修正したり取除くこと)に関わる外部の「専門家」と地域住民の認識の違いから生じる摩擦について民族誌的な分析を行っている。また、関根(2005)は、Urry(2002)や橋本(1993)などに代表される観光研究における「まなざし」の研究や「文化の真正性」に関する研究(安藤 2001 など)を基礎として、屋久島におけるエコツーリズムについて分析を行っている。また、Eriksen(2001)は世界遺産を一例として、ユネスコ

産登録への取り組みを行政的なプロジェクトとしてとらえた場合、観光を含めた産業の変化や遺産という文化表象の問題はさることながら、地域住民のあいだでは国際法である世界遺産条約がいかなる法的な実体をもって地域の住民生活に影響を与えるようになっていくのかという問題への関心も高い。これは法・政治人類学的な問題である「法と地域住民の関係」や「行政と地域住民の関係」のプロセスの問題であるといえる。

そこで、本稿では、チャールズ・サンダース・パース (Charles S. Peirce) (1961) やマイケル・シルヴァスタイン (Michael Silverstein) (1976, 2003) を中心とした語用論 (indexicality) を基礎とした法・政治人類学における先行研究 (Arno 1985; Arno 2009; Richland 2008 など) をもとに、長崎県の世界遺産登録プロジェクトを国際法の翻訳作業として捉え国際法と住民との関係を分析する。長崎県での世界遺産登録への取り組みにおける関連法整備のプロセスのなかでも、とくに景観をめぐる議論に焦点をあてることで、世界遺産条約という国際法の重層性と住民生活、そして、そのふたつを結びつける人々の関連性を分析する。

## 2. 世界遺産を「翻訳」する

地域の文化遺産や自然遺産を世界遺産に登録したり、登録されたものを保存・活用したりする行為は、そのイニシアチブをとるのが地域の住民であっても行政や自治体であっても、ユネスコの構成メンバーとなっている国家、つまり、日本政府を窓口として申請・報告を行うこととされている。世界遺産登録への流れは、日本においては国民国家の枠組みのなかで市町村や都道府県庁、そして、政府の関係者と連携しながら準備をするという複雑で「お役所」的な手続きを踏む必要がある。

ここでいうお役所的な手続きとは、世界遺産条約や国内の関連法に関する助言を政府の機関である文化庁の関係者から受け、申請に向け地域の遺産に関する法整備等を自治体関係者が行うことである。具体的に地元の遺産を世界遺産にするという政策的な過程は、行政的なプロセス (もしくは行政文化) の中で解体され、原議書としてまとめられ、決済が取られ、世界遺産に関連するそれぞれの国内法に置換えられることで法文化的な加筆がなされ、議会の承認を受け、そして、住民生活に公式的な影響を及ぼしていくことである。そして、再び、ユネスコの世界遺産会議で承認されることにより、整備された法制度が世界遺産条約と結びつけられ、地域の遺産は世界遺産になるのである。

この一連の作業では、世界遺産条約という固定化した書きことばが地域社会の流動的な日常生活と結びつくことになる。この流れのなかで、法文化的な翻訳を行うことにより国際法と地域社会を結びつけていくのが国や自治体の職員である。国際法と国内法、国際法と地域社会、そして、英語と日本語といったような異なる法制度や言語体系を結びつけるのが、この法文化的な翻訳作業であるわけであるが、同時に、この作業は地域住民が疎外を受けやすくなる作業でもある<sup>2</sup>。世界遺産条約を例とすると、その原文を理解するには、法律の知識

---

が掲げる文化 (culture) が有している普遍性 (universalism) と相対性 (relativism) の共存について批判的な考察を行っている。

<sup>2</sup> 一般市民が法制度からうける疎外に関する議論は、法人類学者のローラ・ネイダー (Laura

だけでなく、英語、もしくは、フランス語の読解力が必須になる。そのため、言語力がなく、また、法的なトレーニングを受けていない人たちにとってはこの一連の作業は手が届きにくいものになっている。それに対して、人材や情報を組織的に入手しかつ管理ができる組織は、その影響力を行使しやすい。なぜならば、異なる言語のあいだにある微妙な用語の差異や、異なる法制度のあいだにある違いを把握し、それらを結びつける際に他者に気づかれずに自らが利益を享受できるように、法文化的な翻訳を行うこともできるからである。

このような法的・文化的な翻訳に関する議論は、他文化・異文化を研究対象とすることが多い人類学においても理論・方法論の両面で共通する課題であるといえる。そのなかでも特に、法制度という社会的な強制力と日常生活との関係に研究の中心を据える法人類学においては、翻訳にまつわる問題は常に議論の焦点となってきた。その代表的な議論が、1960年代に繰り広げられたポール・ボハナン (Paul Bohannon) とマックス・グラックマン (Max Gluckman) のあいだの論争である (Bohannon 1969; Gluckman 1969)。伝統的に「異文化」を対象としてきた人類学的な研究においては、調査・分析の対象と聴衆が異なることが多かった。そのため、人類学者は調査地における概念に解説を加える際、聴衆の理解を最大限に引き出すことが求められる。その際、どこまで解説を加えることが適切なのか、ということが法人類学の長年の命題となってきた。たとえば、グラックマン (1969) は、聴衆の理解を導き出すために、調査地の法概念を分析する際には英国法の用語を用いることを提唱したのに対し、ボハナン (1969) は英国法の用語は英国における法的な歴史や文脈を反映しており、聴衆が調査地の法概念を英国法的に捉えてしまうという問題を犯しかねない、と反論した。

人類学的な翻訳に関する議論は、法文化研究においても大きな有効性を見出すことができるが、同時に世界遺産の翻訳作業を含めた法文化的な翻訳においては、一般的な言語的翻訳作業とは大きく異なる点がふたつあげられる。まずひとつ目は、法文化的翻訳においては法制度という強制力をともなう言葉を扱うという点である。また、ふたつ目は、自治体職員は翻訳作業に従事するにあたり絶対的な力を行使できる立場にあるのではなく、何がしかのかたちで住民から承認を受けないとその翻訳作業に取り組めないことである。保存管理計画等の報告書作成においては地域住民からの情報提供が必要であり、条例を含めた国内法の制定においては住民の代表である議会の承認が必要となり、そして、構成資産の管理については土地や建物の所有者を含めた地域住民の協力が必要となる。住民との調整が取れないまま、世界遺産の登録を推進しようとするれば、自治体職員は世界遺産以外の業務で住民の協力を断られる可能性に直面し、議員は選挙での支持を失う危険性にも直面する<sup>3</sup>。そのため、自治体職員であれ地域のリーダーであれ、世界遺産登録作業のイニシアチブをとる立場にある関係者は地域住民と政府とのあいだで微妙な舵取りが要求されるのである。

---

Nader) が、法人である企業と一個人との紛争に焦点を当て論じている (Nader 1980)。企業対個人の訴訟の場合、個人は法人というときには専門家集団を抱える組織を相手にしなければならないため、現実的には「個人対多数」という状況にもかかわらず法制度上は「1対1」として認識される問題を有している。

<sup>3</sup> この危険性は、世界遺産登録の作業に取り組んでいた長崎県内の市町の職員が特に懸念していた問題であった。

### 3. 背景：長崎における世界遺産関連の動き

本稿における調査は、長崎県の五島列島に位置する福江島と久賀島を中心に、新上五島町、小値賀町、平戸市といった世界遺産登録運動に取り組んでいる地域で、調査期間は2007年7月より2008年9月、2010年5月より8月である。2007年は、長崎の教会群が文化庁に世界遺産の暫定資産として選定された年であり、関係自治体で様々な法整備が進められ始めた時期であった。

時間を少しさかのぼった2000年代初頭、日本では世界遺産が行政的な政策として公に取り上げられるようになった。特に、2003年に当時の小泉内閣が『観光立国行動計画』をはじめとする国家的な政策として歴史遺産を観光や地域振興の機軸に置いたことに伴い、地方自治体や各種まちづくり団体による世界遺産登録運動が日本各地で乱立するようになった。この当時、日本各地で地方自治体やまちづくり団体が、国内外から学術関係者や日本文化の専門家を招聘し、メディアの注目を引こうとしたり、地域の文化遺産の世界遺産としての価値をアピールしようとする動きが見られた。具体的には、日本文化の専門家でありかつ国際人と呼ばれるような人物や、ユネスコの関連組織の研究者や職員を招聘し、視察の事前情報を提供しているメディアの前で招聘者から肯定的なコメントを引き出すことを試みる、といったような取り組みが各地で行なわれている。視察の翌日や数日後には地方紙や全国紙の地方版で視察の様子が報道され、記事では招聘者が語った資産の価値づけや保護の重要性への言及が強調された。

各自治体におけるこのような取り組みは、2006年に文化庁が世界遺産の文化遺産の選定を公募制にした際に顕著になり、2年後の2008年に文化庁がこの公募制を中止するまで続いた。このことは長崎においても例外ではなく、県内各地にあるカトリック教会建築に関心を持つ有志（主に建築系の大学教授や元自治体職員、そして、地域の有力者など）が2001年に団体を発足し、世界遺産登録を目指し、教会建築の重要性を訴えかけるシンポジウムやツアーなどを通じた独自の啓蒙活動に取り組んでいた。並行して、団体の活動とは独立して進んでいた長崎県庁の教育担当部局による地域史掘り起こしの取り組みや、観光活性化の焦点として地域のカトリック史の再考に関する取り組みも行なわれていた。世界遺産の候補の選定を文化庁が公募制にしたことにより、個別に動いていた上記のそれぞれの取り組みが長崎県の主導で合流し、申請書として取りまとめられ、2007年1月に世界遺産の前段階である暫定リスト入りの候補となったのが「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」であった。

### 4. 「法的な担保」：登録準備における法の翻訳作業

2007年1月の文化庁の選定を受け、長崎の世界遺産登録運動は正式に国を巻き込んだプロジェクトとして前進することになる。当時の地元長崎のメディアや自治体関係者は、正式に世界遺産になった際の観光の活性化や経済効果に関する分析を報道発表していたが、経済効果はあくまで世界遺産になれた時の予測であって、その前段階となる登録へ向けた様々な作業はまだなされていなかった。具体的には、ユネスコへの正式申請に至るまでの実際の作

業は、法文化的な側面においては世界遺産条約や国内法にある共通のキーワード (index) を見つけ出し、そのキーワードを媒体として世界遺産条約と住民生活を結びつけていくことである。筆者が聞き取りを行った当時の文化庁の文化審議会の委員の言葉を借用すると、このことは構成資産の「法的な担保を取ること」であるといえる。

2006年9月に文化庁が公募を発表した際に公表された文化審議会の世界遺産特別委員会の資料において、この「法的な担保を取る」行為について直接の言及箇所がある(文化審議会 2006)。委員会の配布資料には「世界遺産条約履行のための作業指針 (Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention)」(以下、作業指針)の日本語訳の一部が含まれていたが、法的な担保は引用されているこの作業指針の第78段落に記載されている。

段落 78 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び／又は真実性の条件についても満たしている必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

78. To be deemed of outstanding universal value, a property must also meet the conditions of integrity and/or authenticity and must have an adequate protection and management system to ensure its safeguarding (強調箇所は筆者) .

この法的な担保とは英語の原文では「ensure」である。ユネスコは各国の主権を認識することにより成り立っている組織である。そのため、ここでいう担保とは、日本においては構成資産が国内法で保護されていることを意味する。これは、文化庁の法律の処理手法に詳しい場合は常識として理解されることであるが、そうでない場合は「主権 (sovereignty)」と「担保 (ensuring)」という用語を連想ゲーム的につなげる必要がある。これはチャールズ・サンダース・パースが提唱し、後にマイケル・シルヴァスティンが議論を発展させた語用論 (indexicality) の法文化的な応用である。

パース (1961) は記号 (sign) と表象 (representation) の関係を議論する中で、記号が抽象的でありながらも意味を伝達することや、受け手側がどのようにして抽象的な表象と意味を結びつけるのかということ进行分析の中で、受け手側の解釈が受け手自身の文化的知識や社会制度的な体系といった文脈に依存すること (context-dependent) を指摘した。世界遺産条約の書き手 (送り手) のメッセージの背景には書き手が置かれた社会的な文脈があり、世界遺産条約に込められた意味も書き手の文脈を含んでいる。同時に、受け手による世界遺産条約の解釈・運用は、受け手が置かれている文脈に依存する。そのため、世界遺産条約を通じて送り手が意図するメッセージと受け手が考えるメッセージの解釈は、仮に同じ用語を用いても全く異なることがあるのである。それに加えて、受け手がそれぞれに異なる受け手に対して、2次的、そして、3次的に上記と同じように世界遺産条約を翻訳 (もしくは伝達) していくと、地域住民にとっては異なる仲介者を介すことで翻訳の内容が異なるものに変容していってしまうのである。このような現象をシルヴァスティン (2003) は、語用論的な変容 (transformation) と指摘している。つまり、世界遺産条約は、それぞれの国家におけ

る法制度との調整の中で、それぞれの国や地域社会でそれぞれに異なる体系として実態を持つようになることを意味している。また、国や自治体といった公式な組織から引き出される世界遺産条約に関する翻訳・解釈と、地域住民がそれぞれに解釈し結論付けるものが異なり、食い違いが生じることもある。

2007年の文化審議会による暫定リスト入りへの選考以来、長崎の世界遺産登録の作業の場合は、正式な手順としては法的な担保を取ることが本登録に向けた作業の焦点のひとつとなった。その中で、世界遺産条約と長崎県各地の住民の生活を法的に結びつけるキーワードが議論されることとなった。ここで提示されたキーワードが文化的景観(cultural landscape)であった。

## 5. 「文化的景観(cultural landscape)」: 似て非なるキーワード

ユネスコによる原語のひとつである英語のcultural landscapeに文化庁がつけた訳語が文化的景観であるが、これは五島を含めた長崎県各地と世界遺産条約を結びつけるキーワードであったものの、同時に自治体の職員を含めた現地関係者の混乱を招いたキーワードでもあった。これは、国際条約と地域社会とを結ぶ際の言語的・法的な翻訳作業における訳語と国内の法制度の選択の問題に起因するものでもあるが、世界遺産条約の原文にあるcultural landscapeを起点として、文化庁による訳語である「文化的景観」と国内法である文化財保護法における「文化的景観(重要文化的景観)」、そして、一般的な用語である「文化景観」という3つの似て非なる概念が混同されて用いられたためであった。

まず最初に、世界遺産条約の中のcultural landscapeに対応する訳語としての「文化的景観」であるが、文化庁によるユネスコの作業指針の仮訳では下記のように定義されている。

人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの(文化庁 2005: 14)<sup>4</sup>

ユネスコはこれを「人類の遺産(world heritage of humanity)」<sup>5</sup>として定義し、その名の通り世界的な人間の遺産としているが、それに伴う具体的な規則や罰則規定はなく、管理については各国の法制度の運用手法と連携して行っている。

それに対して、世界遺産条約の受け皿とされている日本の国内法である文化財保護法の「文化的景観(重要文化的景観)」は、同じ言葉でも定義が異なっている。端的に言うと、世界遺産の作業指針にある定義よりも狭いものとなっている。

<sup>4</sup> 英語での原文は「They (=cultural landscapes) are illustrative of the evolution of human society and settlement over time, under the influence of the physical constraints and/or opportunities presented by their natural environment and of successive social, economic and cultural forces, both external and internal.」(WHC. 05/2 2 February 2005)。

<sup>5</sup> <http://whc.unesco.org/en/activities/487/> 2015年2月18日参照。

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第2条第1項第5号）（強調箇所は筆者）

文化財保護法での定義は、「我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」となり、日本に限定した狭い定義となっている。またそれだけでなく、文化財保護法においては、景観に関わる国土利用計画法関連の5法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法、自然公園法）と景観法の合計6つの法律とその関連条例を用いて、住民生活の諸側面を規制し担保をとることになる。つまり、世界遺産における文化的景観とは違い、より具体的な国内法との連動と罰則規定を有しているのが文化財保護法における文化的景観である。

そして、3つ目の用語が、「cultural landscape」の一般的な訳語である「文化景観」である。このことについては、文化財保護法の「文化的景観（重要文化的景観）」の法律の準備作業に関わった金田章裕がその背景を論じている。「文化景観」とは「醜いモノであろうといいものでであろうと、人間が手を加えたすべてのもの（景観）」（金田 2008: 4）である。それに対して、文化財保護法における準備作業の過程で「文化『的』景観」と「的」をくわえることで、「人間の評価が入っている」景観とそうでない「文化景観」に差異をつけたと指摘している<sup>6</sup>。

Cultural landscape をめぐるこれらの3用語は、音的にも定義的にも重複点が多く、そのため住民や自治体職員を含めた現地関係者のあいだで混乱が生じていた。これは国際条約と地域社会とを結ぶ際に起こる翻訳作業での訳語の選択の問題に起因するものであり、関連することばの置換え（indexicality）から生じる混乱でもあった。つまり、それぞれに、ことば自体は似ていても、それぞれの法律用語を作成した人の背景にある文脈と、本稿の冒頭部分で取り上げたさくらの引率者（地元自治体の世界遺産関連の委員でもあった）を含めた現地関係者が考える文脈とに違いが生じ、そのことにより世界遺産登録作業という一連のことばの伝達の過程のなかで語用論的なずれが生じ、法的なプロセスや解釈からは異なる情報が地域社会に届いたのである。ただし、文化財保護法における文化的景観の定義が、日本を「理解」するための文化遺産というより狭義に記されているのに対して、世界遺産条約における文化的景観<sup>7</sup>の定義は「人間社会又は人間の居住地が…（中略）…どのような進化をたどってきたのかを例証」するとされており、文言どおりにとらえるとより広義に捉えられ、金田が論じる文化景観の定義にも近い。そのため、世界遺産と地域社会とのあいだに、法的な担保の媒体として文化財保護法の在り方の理解が共有されていない場合、語用論的なずれは起こりやすい。

世界遺産を含めた国際法の翻訳においては国レベルの職員から市町村レベルにいたるまで、国際法と地域住民の生活とのあいだに介在する様々なキーワードを導き出すことにより、

<sup>6</sup> 金田はこれを「姑息な方法」（金田 2008: 4）と表現している。

<sup>7</sup> この文化的景観はあくまで文化庁による cultural landscape の仮訳である。



国際条約を特定の地域において法的な実体性を持たせていくこと、具体的には世界遺産における抽象的な「文化」の概念に法的な強制力を付け加えていくことが世界遺産登録プロセスにおける核心部分となる。自治体の職員は地域の現状や将来の方向性を見据えながら国内の関連法や条例案の運用のシミュレーションを繰り返し、語用論的なずれの有無を確認しつつ法的な管理計画を作成していく。しかし、このようなプロセスを経て地域社会で特定の法的実体性を持つようになる世界遺産条約ではあるが、行政職員をはじめとした法的翻訳のトレーニングを受けた人たちにとっても、「文化的景観」のように混乱しやすいキーワードを伴うと、その概念や法的な関連性は簡単に理解できるものではない。

このことは、長崎の世界遺産登録に関わる全般的なところで起こったが、2007年の文化庁による選定後の時期においては、地域住民による語用論的な解釈のプロセスに法的な翻訳者である行政・自治体職員の業務のスピードが追いついていないという事態が生じていた。五島を含めた長崎の多くの地域住民は世界遺産条約を何がしかの法体系であると把握していた。そのため、住民にとっては法律である世界遺産の法体系がどのように生活に影響を与えていくのか、という懸念をもっていた。そこで、住民が考えるのが「世界遺産 - 法律 - 規制」という語用論的な連想プロセスであった。どれだけ自分たちの生活が制限されていくのか、住民は可能な限り早い段階で情報をほしがっていた。そのため、自治体職員が公民館等で懇談会を開催する際にも、いくつかの質問は規制の問題に関したものだだった。

しかし、問題は2007年1月の文化庁による選定の発表以前には、関連市町レベルにおいて長崎の教会群とキリスト教関連遺産に関する体系だった法整備は行われていなかったことである。関係自治体では、世界遺産に関する準備のための部門や委員会の立ち上げを文化庁の発表後に行ったところが多く、そのことから翻訳者である自治体職員の多くが世界遺産に関連した法制度やプロセスについて整理しなおしはじめていた最中であった。つまり、職員も手さぐり状態の中におり、住民との懇談会の場では、法律や規制に関する質問に対する答えの準備ができてないことが見かけられた。

例としては、自治体職員を対象とした文化的景観に関する学習会があげられる。さるくが開催されたのと同時期の2007年12月以来、五島では景観法と文化財保護法における重要文化的景観、そして、世界遺産に関連する自治体職員を対象とした学習会が開催されるようになった。五島においては、学習会の以前に景観法関連の条例を制定したり、重要文化的景観への申請をしなかったため、世界遺産申請に関わる作業は担当者によっては手探り状態でもあった。しかし、学習会の開催の時点で、文化庁が暫定リストへの追加を決めた2007年1月から約1年弱が経過しており、世界遺産に関する説明を住民から求められるのと同時に関連する法制度の勉強にも取り組んでいた。そのため、文化的景観をめぐる混乱に一部の自治体職員も翻弄されていたのである。

同時に、行政職員による恣意的な翻訳の試みも見られた。例えば、法的な担保をどのように理解し、そして、説明するか、という研修会が長崎県内では2007年の年末より自治体職員を対象に行われた。その際、住民に対しては「規制」ということばの使用を可能であれば控えるように講師が指導していることもあった。講師が強調したのは、規制というマイナスな印象があることばを用いるのではなく、法整備がもたらす利益的なプラス側面を住民に的確に伝えることにできる限り力点をおいてほしい、という内容であった。しかし、すでに「世

界遺産 - 法律 - 規制」という思考を持っていた住民の場合、法整備にマイナスの印象を持っているため、プラス側面を強調してしまうと逆に不信を引き起こしてしまうこともあった。並行して、長崎新聞などをはじめとした地方メディアによる世界遺産に関わる前向きな報道がなされる中で、世界遺産の政策を取り扱っている行政・自治体という公式なルート（つまり、法文化的な翻訳のチャンネル）からは法律や規制に関する説明がもたらされないという状況が生じていた。この住民の解釈とお役所的なプロセスというそれぞれの違ったルートにおける語用論のプロセスの速度のちがいや、その際の対応によっては住民が世界遺産のみならず行政に対する不信感を増大させることも見かけられた<sup>8</sup>。

## 6. 法的な翻訳と文化的な翻訳

法律と住民との関係が適切に取りもたれれば、世界遺産条約という国際法と地域住民の生活が各種の法律を媒体として効果的に結びつけられることになる。そして、理想的には世界遺産として正式に登録された際は、この翻訳のベクトルの向きが逆になり、住民生活が条例をはじめとした成文法という「法律」を媒体として世界遺産として表象される文化となっていくことになる。

しかし、法的に世界遺産条約を翻訳することが出来ても、並行して法律と住民の理解を結びつけることが出来ないと、皮肉にも世界遺産として表象される地域「文化」と実際の住民生活という「文化」に法を媒体とした乖離が生じることになる。法的な翻訳作業と文化的な翻訳作業が乖離してしまうと、世界遺産条約というひとつの国際法から、法と社会とで異なる語用論のプロセスが生じ、「法的な担保」をとったにもかかわらず住民生活の保全をおろそかにしてしまう可能性をはらんでいる。しかも、究極的には住民が自治体による他のプロジェクトにも協力しなくなるという「行政と住民の乖離」という問題が生じることにもなるのである。行政や自治体職員には法律的なテクニックというべき独特の法文化があり、住民生活の乖離の可能性が国際法の翻訳プロセスには内在している。長崎の世界遺産登録をはじめとした国際法に関わる問題は、その国際法の施行後の動向に派生しうる問題と同じくらい、制定までのプロセス、つまり、法の翻訳のプロセスに注目を当てるのが、国際法と住民生活の関係性を理解する上で非常に重要であることを提示している。

## 参考文献

安藤 直子

---

<sup>8</sup> Giddens (1999) は、グローバリゼーションとリスクとの関わりについて議論する中で、行政職員による情報伝達の難しさを論じている。情報の公開の度合いによっては、危機を煽りすぎていると批判される可能性があるとともに、混乱を回避しようと情報提供に制限を加えると情報の隠蔽をしているとも批判される危険性もはらんでいるからである。五島における 2007 年から 2008 年の世界遺産登録の初期段階においては、Giddens の後者の指摘に近いといえるが、情報の公開の度合いの判断に迷いが見られたといえる。

- 2001 「観光人類学におけるホスト側の「オーセンティシティ」の多様性について」『民族学研究』66巻3号: 344-365。

Arno, Andrew

- 1985 “Structural Communication and Control Communication: An Interactionist Perspective on Legal and Customary Procedures for Conflict Management,” *American Anthropologist* 87-1: 40-55.
- 2009 *Alarming Reports: Communicating Conflict in the Daily News*, New York: Berghahn Books.

Bohannan, Paul

- 1969 “Ethnography and Comparison in Legal Anthropology,” In L. Nader (ed.), *Law in Culture and Society*, pp. 401-418, Berkeley: University of California Press.

文化庁

- 2005 『世界遺産条約履行のための作業指針 文化庁仮訳』、文化庁。

文化審議会

- 2006 『世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について』、文化庁。

Eriksen, Thomas Hylland

- 2001 “Between Universalism and Relativism: A Critique of the UNESCO Concepts of Culture,” In J. Cowan, M-B. Dembour and R. Wilson (eds.), *Culture and Rights: Anthropological Perspectives*, pp. 127-48, Cambridge: Cambridge University Press.

Giddens, Anthony

- 1999 *Runaway World: How Globalisation is Reshaping Our Lives*, New York: Routledge.

Gluckman, Max

- 1949 “The Village Headman in British Central Africa: Introduction,” *Africa* 19-2: 89-94.
- 1969 “Concepts in the Comparative Study of Tribal Law,” In L. Nader (ed.), *Law in Culture and Society*, pp. 349-374, Berkeley: University of California Press.

橋本 和也

- 1999 『観光人類学の戦略——文化の売り方・売られ方』、世界思想社。

金田 章裕

- 2008 「景観をめぐるふたつのフィールド」『月刊みんぱく』32-8: 2-7。

Nader, Laura

- 1980 *No Access to Law: Alternatives to the American Judicial System*, New York: Academic Press.

Peirce, Charles S., et al.

- 1965 *Collected Papers*, Cambridge: Belknap Press.

Richland, Justin B.

- 2008 *Arguing with Tradition: the Language of Law in Hopi Tribal Court*, Chicago: University of Chicago Press.

才津 祐美子

- 2006 「世界遺産の保全と住民生活——「白川郷」を事例として——」『環境社会学研究』

12: 23-40。

関根 久雄

2005 「森への視点——屋久島における世界自然遺産と観光開発のゆくえ——」『島嶼研究』5: 55-75。

清水 展

2013 『草の根グローバリゼーション——世界遺産棚田村の文化実践と生活戦略』、京都大学学術出版会。

Silverstein, Michael

1976 “Shifters, Linguistic Categories, and Cultural Description,” In K.H. Basso and H.A. Selby (eds.), *Meaning in Anthropology*. pp. 11-55, Albuquerque: University of New Mexico Press.

2003 “Translation, Transduction, Transformation: Skating "Glossando" on Thin Semiotic Ice,” In P.G. Rubel and A. Rosman (eds.), *Translating Cultures: Perspectives on Translation and Anthropology*, pp. 75-105, Oxford: Oxford University Press.

Urry, John

2002 *The Tourist Gaze*, Los Angeles: Sage Publications.

## World Heritage as an Administrative Policy

Toru Yamada

In this paper, I analyze the open texture of UNESCO's World Heritage program, and the accompanying inherent problems with its applications to the living landscape of the lay public. To be inclusive and to be globally applicable, international law tends to be written in more general, vague, or even uncertain terminology, and is usually not case-specific. International law cannot function in a specific domestic sphere unless it is consciously interpreted and articulated by intermediary agencies. In other words, international law can establish a clearer legal existence only after the legislative or the judicial branch in the domestic sphere translates its meaning into domestic statutes or case laws. The vague nature of international law not only allows intermediary agencies to take some control over the process of meaning interpretation and the drafting process of corresponding domestic laws, but can also be a source of confusion by allowing each stakeholder to interpret international law according to their own interests. As a result, the implementation of an international law may not only bring confusion to local residents, but it may also make locals more vulnerable in the international community.

### **Keywords**

Legal anthropology, Administrative Law, Indexicality, World Heritage